

(平成22年7月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月まで

県外の会社を退職して帰郷したときに、私の国民年金は、母が市役所で加入手続を行い、毎月の国民年金保険料は、自宅に来た集金人に家族の分と一緒に父が納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 9 月ごろに払い出されていることが推認され、申立期間のうち、同年 9 月から 63 年 3 月までについては、申立人は、当時の集金人の名前を記憶しており、毎月納付したとする金額が当時の国民年金保険料額とおおむね一致しているほか、一緒に納付していたとする両親の国民年金加入期間についてはすべて納付済みになっている。

また、申立期間後の申立人の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識が高いことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 60 年 8 月までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出日の時点から、当該期間の一部である 57 年 4 月から 58 年 6 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、58 年 7 月から 60 年 8 月までの期間は、過年度又は現年度納付できるものの、申立人は、保険料をさかのぼって一括で納付した記憶は無いとしており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿等)も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで

私が 25 歳のころに国民年金保険料の納付書が送付されたので、2 年分をさかのぼって納付した。その後の毎月の保険料は、自宅に来た集金人に家族の分と一緒に父親が納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 9 月ごろに払い出されていることが推認され、申立人は 2 年分をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立期間のうち、58 年 7 月から 60 年 8 月までの期間については、過年度納付又は現年度納付できる期間であり、納付書にて金融機関で納付したとする納付方法は、当時の納付方法と一致しているとともに、申立人が一括納付したとする金額も当時の国民年金保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはない。

また、昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人は、当時の集金人の名前を記憶しており、毎月納付したとする金額が当時の国民年金保険料額とおおむね一致しているほか、一緒に納付したとする両親の国民年金加入期間についてはすべて納付済みになっている。

さらに、申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識が高いことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 58 年 6 月までについては、国民年金手帳記号番号の払出日の時点から、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、別の手帳記号番号が払い出さ

れていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年7月22日に、資格喪失日に係る記録を同年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月22日から同年11月21日まで

私は、申立期間にA社が経営するC店で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された在職証明書の写し、稟議書の写し、退職届の写し等から、申立人が申立期間においてC店（適用事業所はA社）に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しには退職年月日が昭和50年11月20日と記載されており、当時A社は申立人を厚生年金保険被保険者として認識していたことが推認される。

さらに、A社における当時の事務担当者及び複数の同僚は、申立人は正社員なので給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであると証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C店における前任者の被保険者原票に記載のある昭和50年10月の定時決定の金額から、9万8,000円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への申立期間に係る資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 7 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 10 日から 33 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 9 月 10 日から A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が 33 年 5 月 1 日からになっている。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは、推認できる。

しかしながら、A 社は既に適用事業所ではなくなっており、人事記録や給与台帳等の関連資料は無く、事業主は死亡している上、同僚からも証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び証言は得られない。

また、申立人と同時期に A 社に転職により就職した同僚 4 人のうち 3 人が、各々の記憶する入社時期よりも 1 か月から 9 か月遅れて同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認でき、同社は必ずしも採用後直ちに従業員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 30 日までの期間における厚生年金保険被保険者資格の取得者をみると、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで
② 平成 2 年 2 月 20 日から同年 6 月 1 日まで
③ 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間について、A社（現在は、B社）、C社及びD社E営業所に勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは同僚の証言から推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険適用事業所となったのは、オンライン記録によれば、平成3年8月1日であり、同事業所は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社には、申立期間における給与台帳等の関連資料は保管されておらず、同社の関係者は、「申立期間にはA社は個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間当時と一緒に勤務したと主張する複数の同僚には、B社における厚生年金保険被保険者の記録が無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は申立期間の一部の期間について

て、国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、C社が保管する申立人に係る平成元年所得税源泉徴収簿では、申立人は平成元年7月に同社を退職していることが確認できることから、申立人は申立期間には同社に勤務していなかったことが推認できる上、同社の関係者は、「申立人は当社では臨時雇用者だったが、当社は、申立期間当時には臨時雇用者を厚生年金保険には加入させていなかったため、申立人については厚生年金保険の資格取得届を行っておらず、保険料の控除を行っていない。」と証言している。

また、申立人が申立期間当時に一緒に勤務したと主張する複数の同僚からは申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができず、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、C社に係るオンライン記録には、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる。

申立期間③について、申立人がD社E営業所に勤務していたことは同僚の証言から推認できる。

しかしながら、当時本社であったD社は、同社E営業所が独立採算制の事業所として、厚生年金保険への加入や保険料控除に関し独自に判断していたと回答しているところ、当該事業所は商業登記簿により平成6年3月22日に廃止されていることが確認できる上、当時の事業主や事務担当者の連絡先が不明であるため、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人が申立期間当時に一緒に勤務したと主張する同僚には、D社E営業所に係る厚生年金保険被保険者の記録が無い上、当時、同営業所に係る厚生年金保険被保険者の記録がある同僚は、「当時、会社には、正社員と臨時雇用者が勤務しており、申立人は、臨時雇用者であったため、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、D社E営業所に係るオンライン記録には、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 20 日から 42 年 3 月 13 日まで
② 昭和 42 年 8 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 3 月 1 日から 46 年 4 月 1 日までの間、実家に帰省している期間を除き、A社に勤務していたが、申立期間については厚生年金保険被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②のうち、実家に1、2年帰省していた期間を除き、A社に勤務していた。」と主張しているが、A社は平成4年8月18日に閉鎖し、申立期間当時の事業主は死亡している上、申立期間当時、同社に勤務していた複数の同僚も申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除に関する資料及び証言を得ることができない。

また、A社の元事業主は、「申立人の勤務形態は、期間雇用者と思われるが、当時、従業員の入れ替わりが激しい中、長期の勤務が見込めない期間雇用者は厚生年金保険には加入させていなかったと思う。申立人が実家に帰省していたのであれば、長期の勤務が見込めないため、厚生年金保険には加入させていなかったかも知れない。また、復職後も、短期の勤務しか見込めないため、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と証言している上、申立期間当時、同社に期間雇用者として勤務していた同僚は、厚生年金保険の被保険者期間が勤務開始から18か月欠落しており、当該同僚は、「申立人が私と同じように期間雇用者であれば、勤務期間のすべてについては厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名の記載が無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる上、同原票には「被証返納 43. 1. 9」と記録されていることから、健康保険被保険者証の返納日が申立人に係る同社での資格喪失日（昭和 42 年 8 月 1 日）の後となっていることが確認できる。

一方、申立人は申立期間②の一部期間（昭和 44 年 3 月 16 日から同年 4 月 11 日まで）において、雇用保険被保険者記録から、B社に勤務していたことが確認できるが、同社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる資料を保管していない上、申立期間に同社に勤務していた複数の同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、B社は、「当社が保管する失業保険被保険者資格取得確認通知書等により申立人がC作業所の臨時作業員として勤務していたことは確認できるが、当時、臨時作業員は厚生年金保険には加入させていなかったため、申立人は厚生年金保険には加入していないし、申立人の給与から保険料も控除していない。」と証言している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名の記載が無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。